

下水道受益者負担金にかかる負担区の新設について

目 次

- 1 下水道事業受益者負担金制度について
- 2 新負担区の概要
- 3 負担区の新設の経緯
- 4 単位負担金額の算定
- 5 資料一覧

■ 1 下水道事業受益負担金受益者負担金制度について

制度の根拠

都市計画法

八街市八街都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例

八街市八街都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則

受益者負担金制度とは

都市計画事業によって利益を受ける人に対して、その利益を受ける限度において、当該事業費の一部を負担していただく制度である。

都市計画事業の一つである下水道事業において、以下の理由でこの負担金制度が採用され、適正な負担金を徴収する財政制度が組み立てられている。

- (1) 下水道が整備されることで利益を受けるものの範囲が明確である。
- (2) 下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上する。

受益者

対象区域内の土地所有者、又は地上権・質権・使用貸借・賃貸借による権利者

賦課方法

公共下水道の整備が完了した土地に1回だけ賦課される。

土地の面積に認可区域内に設定された負担区ごとの単位負担金額を乗じた額を賦課する「地積割方式」を採用し、次のとおり単位負担金額を設定している。

負 担 区	単位負担金額
八 街 負 担 区	440円
八 街 第 2 負 担 区	610円
八 街 第 3 負 担 区	610円
八 街 第 4 負 担 区	610円
八 街 第 5 負 担 区	610円
八 街 第 6 負 担 区	610円

■ 2 新負担区の概要

名 称

八街第7負担区

単位負担金額（案）

740円/m²

区 域

令和6年度八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画（変更）により拡張した認可区域

■ 3 負担区の新設の経緯

負担区の新設が必要となった理由

これまで、八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画の変更によりに拡大した認可区域について、その都度新たに負担区を設定している。令和6年度の計画変更により拡張した区域においても、公共下水道の整備が完了した後、速やかに下水道事業受益者負担金を賦課するに当たり、負担区を設定する必要が生じた。

八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画における認可区域について

八街市は、急速な都市化に対処すべく、用途地域を指定し、秩序あるまちづくりに務めている。下水道の整備は、八街市の生活環境の向上、浸水防止とともに公共水質保全の効果をもたらし、その便益は、単に八街市にとどまらない。また、八街市は広域的な水質保全を目的とした印旛沼流域下水道計画に含まれており、早急な下水道の普及が望まれている。

このような状況に対処すべく、計画区域を拡張しながら銳意事業を進めている。更に事業を実行するため、令和6年度における計画変更においても、新たに16.5haの認可区域を拡張した。

■ 4 単位負担金額の算定

国の下水道財政研究委員会の「受益の限度において、受益者に事業費の一部を負担させるべきであり、建設費の末端管きょ費相当額の1／3から1／5程度をめどとすることが適当である。」との提言を受け算定している。

八街第7負担区においてもこの提言の趣旨を基本に次のとおり単位負担金額を求めた。

$$\frac{310,823,565\text{円} \text{ (末端管きょ整備事業費)}}{104329.65\text{m}^2 \text{ (受益者負担金算定面積)}} \times \text{負担率 } \frac{1}{4} = 744\text{円}$$

10円未満切捨てにより 740円

■ 5 資料一覧

- ①都市計画法第75条
- ②八街市八街都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例
- ③八街市八街都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則
- ④下水道財政研究委員会の提言
- ⑤八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画（変更）協議届出書（一部抜粋）
- ⑥八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画（変更）詳細図

資料

都市計画法第75条

(受益者負担金)

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
- 3 前二項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 4 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
- 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

(昭四五法一三・平二九法四五・一部改正)

資料

○八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

昭和 63 年 3 月 23 日

条例第 3 号

(総則)

第 1 条 市長は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条の規定により、受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要と認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第 3 条 市長は、排水区域を土地の状況に応じて 2 以上の負担区に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を告示しなければならない。

(単位負担金額)

第 4 条 負担区域内の土地 1 平方メートル当たりの負担金額（以下「単位負担金額」という。）は、別表に掲げる額とする。

(受益者の負担金の額)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により告示された区域のものの面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第6条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第7条 市長は、前条の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- 2 前項の負担金の賦課は、前条の告示の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。
- 3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。
- 4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(負担金の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
 - (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
 - (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
 - (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
 - (5) 事業のため土地、物件又は金銭を提供した受益者
 - (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者
- (受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第6条の告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、第7条第3項の納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、災害その他特別の事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第6条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第6条中「毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ」とあるのは、「この条例の施行後、遅滞なく」とする。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（追加〔平成25年条例29号〕、一部改正〔令和2年条例38号〕）

附 則（平成3年12月27日条例第37号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月26日条例第26号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第18号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月27日条例第29号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第5条の規定による改正後の八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月21日条例第39号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例中各条の改正後の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

別表（第4条）

（一部改正〔平成3年条例37号・8年26号・15年10号・24年18号・28年39号〕）

負担区の名称	単位負担金額
八街負担区	440円
八街第2負担区	610円
八街第3負担区	610円
八街第4負担区	610円
八街第5負担区	610円
八街第6負担区	610円

八街第7負担区 740円

追加します。

資料

○八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

昭和 63 年 3 月 23 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 63 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の算定基準)

第 2 条 条例第 5 条の負担金の額（以下「負担金」という。）の算定基準となる土地の面積は、公簿による。ただし、市長が必要と認めたときは、実測によることができる。

(受益者の申告)

第 3 条 条例第 6 条の規定により告示された賦課対象区域内の受益者は、市長の定める日までに、下水道事業受益者負担に関する申告書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、受益者が条例第 2 条第 1 項ただし書に規定する受益者であるときは、土地の所有者と連署して提出しなければならない。ただし、特別の事由により連署を得ることができない場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の場合において、同一の土地について 2 以上の受益者があるときは、代表者が提出するものとする。

(一部改正〔平成 4 年規則 29 号〕)

(負担金の額等の通知)

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の負担金の額及び納期限等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書（別記様式第 2 号）により行うものとする。

(負担金の納期)

第 5 条 条例第 7 条第 4 項に規定する負担金の徴収は、1 年を更に次の 4 期に区分して行うものとし、その納期は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 16 日から同月末日まで

第 2 期 9 月 16 日から同月末日まで

第3期 11月16日から同月末日まで

第4期 翌年2月16日から同月末日まで

2 市長は、年度の中途から負担金の徴収を開始するとき、その他前項の規定により難いと認められるときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 前2項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書（別記様式第3号）により通知し、下水道事業受益者負担金納入済通知書（別記様式第3号の2）により行うものとする。

（一部改正〔平成30年規則8号〕）

（負担金等の端数計算）

第6条 負担金等の算出について、次の各号に掲げる端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 条例第7条に規定する受益者が負担する負担金の額について10円未満
- (2) 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその負担金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額
- (3) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その金額又はその全額

2 前条第1項の規定により、分割した負担金額に100円未満の端数があるときは、最初の年度の第1期目の分割負担金に合算する。

（負担金の一括納付）

第7条 条例第7条第4項ただし書に規定する一括納付とは、受益者が第4条の下水道事業受益者負担金決定通知書に記載された負担金のうち、到来した納期に係る納付すべき負担金の額に相当する金額の負担金を納付しようとする場合において、当該納期後の納期（次年度以降に係る納期を含む。）に係る納付すべき負担金の額に相当する金額の負担金を併せて納付することをいう。

2 前項に規定する次年度以降に係る納期の負担金を一括納付するときは、下水道事業受益者負担金一括納入通知書兼領収証書（別記様式第4号）により行うものとする。

（一部改正〔平成4年規則29号〕）

第8条 削除

（削除〔平成28年規則8号〕）

（過誤納金の取扱い）

第9条 市長は、受益者の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく、還付しなければならない。ただし、当該受益者の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金をその未納に係る徴収金に充当することができる。

2 前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当したときは、下水道事業受益者負担金過誤納金還付（充当）通知書（別記様式第5号）により、遅滞なく、受益者に通知するものとする。

3 前項の通知書を受けた受益者は、直ちに、過誤納金還付請求書を市長に提出しなければならない。

（還付加算金）

第10条 市長は、過誤納金を受益者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する場合は、市税の例により計算した還付加算金をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

（一部改正〔令和2年規則44号〕）

（繰上徴収）

第11条 市長は、既に負担金の額が確定した受益者が、次の各号の一に該当するときは、納期前においても負担金を繰り上げて徴収することができる。

- (1) 受益者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。
- (2) 受益者につき相続があった場合において、相続人が限定承認したとき。
- (3) 受益者である法人が解散したとき。
- (4) 受益者が不正に負担金の徴収を免れようとしたとき。

（負担金の徴収猶予）

第12条 条例第8条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする受益者は、第3条第1項の規定による申告書の提出の際、又は徴収猶予の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第1に定める下水道事業受益者負担金徴収猶予基準に基づきその適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定（申請却下）通知書（別記様式第7号）により当該申請書の提出に係る者に通知するものとする。

3 負担金の徴収猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消決定通知書（別記様式第8号）により当該届出に係る者に通知するものとする。

（一部改正〔平成28年規則8号〕）

（負担金の減免）

第13条 条例第9条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、第3条第1項の規定による申告書の提出の際、又は減免の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金減免申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第2に定める下水道事業受益者負担金減免基準に基づきその適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免決定（申請却下）通知書（別記様式第10号）により当該申請書の提出に係る者に通知するものとする。

3 負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めるときは、下水道事業受益者負担金減免取消決定通知書（別記様式第11号）により当該届出に係る者に通知するものとする。

（一部改正〔平成28年規則8号〕）

(督促)

第14条 市長は、受益者が第5条第1項に規定する納期に納付すべき負担金を納付しないときは、当該納期後20日以内に督促状（別記様式第12号）により期限を指定して督促するものとする。

2 前項の期限は、督促状を発したときから起算して10日を経過した日とする。

(受益者の変更)

第15条 条例第10条の規定による届出は、受益者の変更があった日から14日以内に下水道事業受益者変更届出書（別記様式第13号）により行わなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地について2以上の受益者があるときは、第3条第3項の規定を準用する。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、負担金の額等を変更し、その旨を下水道事業受益者負担金変更決定通知書（別記様式第14号）により当該届出に係る者に通知するものとする。

(納付代理人)

第16条 受益者が、市内に住所又は事務所を有しない場合は、負担金の納付に関する事項を処理させるため、市内において独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定めることができる。

2 前項の規定により納付代理人を定めた受益者は、下水道事業受益者負担金納付代理人届（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。納付代理人を変更し、又は廃止した場合も、また同様とする。

(住所等の変更)

第17条 受益者又は納付代理人は、住所又は法人の所在地若しくは名称を変更したときは、遅滞なく、下水道事業受益者住所等変更届（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。

(不申告等に係る認定)

第18条 市長は、この規則に規定する申告若しくは届出をしない場合又はその内容が事実と異なると認める場合においては、申告又は届出によらないで認定することができる。

(延滞金の年当たりの割合の基礎となる日数)

第18条の2 条例第11条に規定する延滞金の額の計算における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(追加〔令和2年規則44号〕)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(一部改正〔平成25年規則28号〕)

(延滞金の端数計算の特例)

2 条例附則第3項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(全部改正〔令和2年規則44号〕)

附 則(平成4年3月31日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月27日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則附則第2項の規定は、還付加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月2日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月22日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則附則第2項の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第12条第2項）

（一部改正〔平成4年規則29号・28年8号〕）

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

該当 条号	徴収猶予の対象 内容	徴収猶予率 (%)	徴収猶予期 間	徴収猶予期間 の延長期限	摘要
条例 第8 条第 1号	係争中の土地	100	受益者の決 定（判定） の日まで		訴状の写し等 係争の事実を 証する書類を 添付すること。
	農地等（田、畠、 山林、池沼その他 これらに準ずる 土地。ただし、土 地の状況により	100	1年以内	宅地として使 用できる状況 にあると認め られるまで	

	宅地と認められるものを除く。)				
条例 第 8 条第 2 号	災害、盗難その他 の事故が生じた ことにより、負担 金を納付するこ とが困難である と認められる受 益者の土地	市長が認定 する率	1 年以内	市長が認定す る期間	り災証明書又 は盜難証明書 等の事実を証 する書類を添 付すること。

別表第 2 (第 13 条第 2 項)

(一部改正〔平成 4 年規則 29 号・28 年 8 号・令和 2 年 44 号〕)

下水道事業受益者負担金減免基準

関係条項	対象となる土地	減免率 (%)
条例第 9 条第 2 項第 1 号	1 国立又は公立の学校用地	75
	2 国立又は公立の社会福祉施設用地	75
	3 一般庁舎用地	50
	4 国立又は公立の病院用地	25
	5 警察又は法務収容施設の用地	75
	6 有料の公務員宿舎用地	25
条例第 9 条第 2 項第 2 号	企業用財産となっている土地	25
条例第 9 条第 2 項第 3 号	道路、広場、水路、河川、公園	100
条例第 9 条第 2 項第 4 号	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づき生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の理由があると認められる者が所有し、又は使用している土地	100
条例第 9 条第	公共下水道に係る事業のため土地、物件又は金	市長が認定す

2 項第 5 号	錢を提供した者が所有し、又は使用している土地	る率
条例第 9 条第 2 項第 6 号	1 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号） 第 2 条に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する境内地（住居に使用する建物の敷地を除く。） 2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 5 項の墓地 3 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号） 第 3 条の学校法人が設置する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の用地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。） 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条の社会福祉事業で、同法第 22 条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。） 5 公共団体施設用地 6 東日本旅客鉄道株式会社が直接その本来の事業の用に供している土地で次に掲げるもの （1）踏切、駅前広場 （2）軌道敷、駅舎、プラットホーム 7 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号） 第 2 条の文化財である土地又は同条の文化財である建物その他の工作物の敷地 8 自治会等が所有し、又は使用する集会場の敷地	50 100 75 75 25 100 30 100 100

9 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路以外の道路で、當時一般の通行の用に供している土地	100
10 市長が、土地の状況により特に減免する必要があると認める土地	市長が認定する率

第5次財研における費用負担の考え方について(昭和60年7月)

1. 国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要であり、そのためには、適正な費用負担原則の確立を図ることが必要である。
2. 下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部(水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費 等)を公費負担とすることが適當である。
3. 汚水にかかる資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが適當であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の実情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適當である。

第1次～第5次下水道財政研究会における費用負担の考え方

	第1次財研(S36)	第2次財研(S41)	第3次財研(S48)	第4次財研(S54)	第5次財研(S60)
費用負担の基本原則 雨水公費汚水私費	相殺論 雨水の利用者負担分と汚水の公費負担分がほぼ同程度 ↓ 公費負担 雨水排除および低湿地帯の滯水の排除 個人負担 汚水およびし尿の処理ならびに排除	1次委員会の考え方を継承 ↓ 汚水について公費の負担すべき部分の方が大であると考えられ、相殺できなくなっている。 ↓ 公費で負担すべき部分が著しく増大	ナショナルミニマム等の観点から、建設費公費、汚水に係る維持管理費私費の原則 三次処理経費は汚染者負担を除き、原則として公費負担 農山漁村及び自然環境のための下水道については、公費負担部分はより大きい。	国、地方公共団体及び利用者の適正な負担を行う。 地方中小都市、農山漁村等における下水道普及率の着実な向上を図るために財政措置の一層の拡充	国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要 基本的に雨水公費汚水私費とするが、汚水分のうち一部を公費負担とする。 使用料が著しく高額になる等の事業がある場合、過渡的に使用料対象の範囲を限定することが適當
資本費	(比率) 汚水5：雨水5	汚水3：雨水7			
公費負担率	50%	70%以上	原則公費		
考え方	雨水分	雨水分と相殺できない汚水分	汚水分含め資本費のすべて	[特に明記なし]	
維持管理費 (公費負担)	汚水7：雨水3				
建設費内訳	受益者負担金 1/5～1/3	受益者負担金 1/5～1/3	受益者負担金 ・末端管渠の整備との関連及び負担金額を明示すべき	受益者負担金 ・末端管渠整備費相当額を目途	受益者負担金 ・末端管渠整備費相当額を目途
	国庫補助金 少なくとも1/3	国庫補助金 1/2	国庫補助金 ・補助率を道路等の基幹施設と同程度の水準とすべき	国庫補助金 ・補助対象範囲の拡大等	国庫補助金 ・対象範囲の見直し、補助率の維持等
	地方負担 以上の残余	地方負担 以上の残余	地方債 ・充当率の引き上げ、交付税措置の改善等	地方債 ・充当率引き上げ等弾力的措置 ・公的資金割合の引き上げ	地方債 ・地方単独事業に係る地方債のあり方 ・資金の構成割合の向上 ・償還期間の延長
下水道整備五年計画	第1次 S38～S42 目標 16%→27% 達成 20%	第2次(第3次) S42～S46 目標 20%→33% 達成 23%	第4次 S51～S55 目標 23%→40% 達成 30%	第5次 S56～S60 目標 30%→44% 達成 36%	第6次 S61～H2 目標 36%→44% 達成 44%

※第1次・第2次→排水面積普及率 第4次→処理区域面積普及率 第5次・第6次→処理人口000m普及率

国土交通省

都計発第一〇四号
昭和四四年九月一日

都道府県知事・指定都市長あて

建設省都市局長通達

都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について

都市計画法(昭和四三年法律第一〇〇号)(以下「新法」という。)の施行により、都市計画下水道事業による受益者負担金で地方公共団体が負担させるものの具体的な徴収方法については、同条第七五条の規定により、地方公共団体の条例によることとなったので、この条例を早期に定めて、今後とも受益者負担金制度を活用して安定した建設財源を確保し、下水道事業の計画的な推進を図られたい。

については、各地方公共団体の下水道事業受益者負担条例の制定のための事務の参考として別添の標準条例案を作成したので送付する。

なお条例を制定するにあたっては、左記の事項に留意されたい。また、旧都市計画法(大正八年法律第三六号)第一条第二項の規定に基づき、都市計画下水道事業受益者負担に関する建設省令が適用されている都市計画事業については、新法第七五条第二項の条例が制定施行されるまでの間は、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法はなお従前の例によることとされているので、条例の制定に当たっては現行制度との調整に十分の配慮をされたい。

記

- 1 負担率は、事業費の五分の一以上三分の一以下の範囲内において定めること。
- 2 受益者負担金の対象とする事業は、原則として公共下水道に係る都市計画下水道事業のすべてとし、過年度の事業又は終末処理場、ポンプ場、遮集管渠等に係る事業を適用除外しないことが適当であること。
- 3 受益者負担金の徴収は、三年ないし五年に分割して行なうことが適当であること。
- 4 延滞金は、都市計画法第七五条第四項においてその上限が年一四・五パーセントと定められていること。

別添

下水道事業受益者負担に関する標準条例案

(昭和四四年八月二九日)

(建設省都市局)

目次

(1) 負担区制をとらないで、管きよ負担金と終末処理場

負担金に区分しない型

(2) 負担区制をとらないで、管きよ負担金と終末処理場

負担金に区分する型

(3) 負担区制をとり、管きよ負担金と終末処理場

負担金に区分しない型

(4) 負担区制をとり、管きよ負担金と終末処理場

負担金に区分する型

資料

八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画

事業計画(変更)協議申出書

令和6年1月

千葉県八街市

千葉県下指令第771号

八街市

令和6年11月21日付け八下工第84号で申請のあった八街都市計画下水道事業八街市第1号公共下水道の事業計画の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、これを認可する。

令和7年3月4日

千葉県知事 熊谷俊人

(公印省略)

八下工第82号

令和6年11月21日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

八街市長 北村 新司

(公印省略)

八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画(変更)協議申出について

このことについて、下水道法第4条第2項の規定により、関係書類並びに図書を添えて協議を申し出ます。

[I] 八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画を 変更する理由

[I] 八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画を変更する理由

八街市の公共下水道事業は、昭和 52 年度に八街第一地区の八街駅南側に広がる中心市街地 50ha の区域、昭和 55 年度に榎戸地区の住宅団地 30ha の区域、昭和 62 年度に八街第一及び第二地区の既成市街地 110ha の区域、平成元年度に八街第一, 第二, 第三地区の既成市街地と住宅団地及び真井原第二地区の住宅団地の 100ha の区域、平成 7 年度に八街第一, 第二地区, 真井原第一, 第二地区及び榎戸地区の既認可区域に隣接した既成市街地及び住宅団地の 100ha の区域、平成 12 年度に八街第一地区八街駅南側の既認可区域に囲まれた区域及び八街第二地区八街駅北側の土地区画整理事業区域を含む 8ha の区域、平成 13 年度に八街第一, 第二, 第三地区, 真井原第一及び第二地区の既成市街地及び住宅団地の 92ha の区域、平成 17 年度に八街第一, 第二地区, 真井原第一及び第二地区の既認可区域に隣接した既成市街地の 17ha の区域、平成 22 年度に八街第一及び榎戸地区の既認可区域に隣接した既成市街地の 16ha を拡張し、さらに平成 26 年度に八街第一地区の既計画区域に隣接した地区 17.7ha の区域を拡張し、合計 540.7ha の区域について事業計画を策定し、鋭意事業を進めている。

今回の事業計画の変更は、早期下水道整備の要望がある榎戸地区や八街第二地区等における下水道整備促進、八街第二地区において新規宅地開発事業に伴う事業計画区域外流入の申請を受け、令和 5 年度に協議が完了しているため、八街第二, 第四地区, 榎戸地区の 16.5ha を拡張し、住民の生活環境改善と公共用水域の水質汚濁防止に努めるものである。

今回の変更の概要は以下のとおりである。

項目	変更計画	既計画	備考
工事完成予定年度	同右	令和 7 年 3 月 31 日	変更なし
事業計画面積	汚水	557.20 ha	540.70 ha 16.5ha の増加
	雨水	同右	98.00ha 変更なし
計画人口	21,680 人	21,500 人	180 人の増加
水洗化人口	20,600 人	20,430 人	170 人の増加
汚水量原単位 (ℓ/人・日)	日平均	同右	295 ℓ/人・日 変更なし
	日最大	同右	395 ℓ/人・日 変更なし
	時間最大	同右	595 ℓ/人・日 変更なし
	地下水量	同右	70 ℓ/人・日 変更なし
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	7,520 m ³ /日	7,460 m ³ /日 60 m ³ /日の増加
	日最大	9,580 m ³ /日	9,500 m ³ /日 80 m ³ /日の増加
	時間最大	13,700 m ³ /日	13,590 m ³ /日 110 m ³ /日の増加

※変更計画及び既計画の計画汚水量は水洗化人口で算出

第1章 事業計画の概要

八街市は、急速な都市化に対処すべく、用途地域を指定し、秩序ある街づくりに努めている。下水道の整備は、人街市の生活環境の向上、浸水防止とともに公共水域の水質保全の効果をもたらし、その便益は、単に八街市のみにとどまらない。また、八街市は広域的な水質保全を目的とした印旛沼流域下水道計画に含まれており、早急な下水道の普及が望まれている。

このような状況に対処すべく汚水事業については、昭和 52 年度に八街駅南側の中心市街地 50ha の区域、昭和 55 年度に榎戸地区の住宅団地 30ha の区域、昭和 62 年度に八街第一及び第二地区の既成市街地 110ha の区域、平成元年に八街第一、第二、第三地区の既成市街地と住宅団地及び真井原第二地区の住宅団地の 100ha の区域、平成 7 年度に八街第一、第二地区、真井原第一、第二地区及び榎戸地区の既認可区域に隣接した既成市街地及び住宅団地の 100ha の区域、平成 12 年度に八街第一地区八街駅南側の既認可区域に囲まれた区域及び八街第二地区八街駅北側の土地区画整理事業区域を含む 8ha の区域、平成 13 年度に八街第一、第二、第三地区、真井原第一及び第二地区の既成市街地及び住宅団地の 92ha の区域、平成 17 年度に八街第一、第二地区、真井原第一及び第二地区の既認可区域に隣接した既成市街地の 17ha、平成 22 年度に八街第一及び榎戸地区の既認可区域に隣接した既成市街地の 16ha、さらに平成 26 年度に八街第一地区の既計画区域に隣接した地区 18ha を拡張し、合計 541ha の区域について事業計画を受けて鋭意事業を進めている。

一方、雨水事業については、昭和 55 年に大関川排水区の住宅団地 30ha の区域、平成元年に真井原排水区の住宅団地 15ha の区域及び平成 12 年度に大池排水区の八街駅北側の土地区画整理事業区域を含む 53ha の区域の事業認可を受け、合計 98ha の区域について浸水の防除に努めている。

今回の事業計画の変更は、八街第二、第四地区、榎戸地区の 16.5ha を拡張し、住民の生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止に努めるものである。なお、雨水事業については変更はない。

表-1 に全体計画及び事業計画概要を、表-2 に八街市第 1 号公共下水道変更経過一覧表を示す。